

岡津小学校いじめ防止基本方針

平成29年12月 改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもはかけがえのない存在であり、子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

しかし、子どもの生活の場に他者を排除するような「いじめ」が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、子どもの健やかな成長の阻害要因となる。また「いじめ」は、その場の問題だけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものと認識する必要がある。そこで本校では、「いじめ」に対して共通認識をもち、いじめ防止へ向けて以下の基本理念を示す。

- ・いじめはどの集団にも、どの学級にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ・いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ・子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

- ・常設開催…校長・副校長・教務主任・児童支援専任・各学年主任。
- ・臨時開催…上記構成員に加え、当該学級・学年担任・養護教諭。
必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

②委員会の運営

- ・委員会を常設し、月1回（運営委員会と同日）定期的を開催する。
- ・いじめ認知（可能性も含む）の際は、直ちに臨時に開催する。
- ・責任者の校長は、学校として組織的に対応を決定する。
- ・児童支援専任は、主担当として会議の進行や会議録の作成・保管、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

- ・いじめ問題に対して、中核となり組織的に取り組む。
- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核になる。
- ・いじめの未然防止や早期発見のための環境づくりを行うとともに、活動を児童や保護者に周知する。
- ・重大事態が起こった場合は、中核となって調査を行うとともに直ちに教育委員会に報告する。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・岡津っ子スタンダードの定着
- ・授業のユニバーサルデザイン化
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用
- ・子ども会議等の取り組みを通じた主体的な人権教育、道徳教育の推進
- ・携帯電話教室等を通じた情報モラル教育の充実

②いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員全体での情報収集と共有
- ・定期的な児童アンケートの実施
- ・教育相談の実施（4月・7月・12月）
- ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・必要に応じたY-Pアセスメントの実施
- ・児童支援専任を窓口とした、保護者、地域、関係機関との連携

③いじめに対する措置

- ・『いじめ防止対策委員会』を中核とする組織的な対応
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・警察署等関係機関や専門機関との連携

④いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とする。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

児童支援専任や児童支援部と連携し、教職員の能力を高める以下のような実践的な研修を行う。

- ・児童理解 … 児童心理や行為・行動の背後にある子ども同士の間関係把握
- ・法の確実な運用… 制度周知や関係諸機関理解、いじめ防止や対応における事例検討

⑥学校運営協議会等の活用

- ・「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や「岡津中学校区 学校・家庭・地域連携事業」の場を活用し、保護者、地域といじめ問題に関する情報共有や連携、協働
- ・学校ホームページ、学校だより等でいじめの重大性や学校の基本方針についての広報

⑦取り組みの年間計画

月	取り組み内容	行事等
4月	児童情報引継ぎ 年間計画と重点指導内容等の確認	入学式、始業式 携帯電話教室
5月	中学校ブロック定例会①（小中連携）	教育面談期間
6月	まちとともに歩む懇談会① 地区懇談会 Y P アセスメント（適宜）	
7月	学校家庭地域連携事業 子ども会議（中学校ブロック）	保護者面談
8月	子ども会議（泉区） 校内研修（担当：児童支援専任）	
9月	中学校ブロック定例会②（小中連携）	
10月	児童面談（あゆみ配布）	前期終業式・後期始業式
11月	Y - P アセスメント（適宜）	
12月	いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート） 人権週間	保護者面談
1月	新入生引継ぎ（幼保小連携）	
2月	まちとともに歩む懇談会② 中学校ブロック定例会③（小中連携）	入学説明会
3月	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	

※ いじめ防止対策委員会（常設：月1、臨時：適宜）

4 重大事態への対処

①重大事態の定義

いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

（いじめ防止対策推進法 第28条第1項）

②重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて横浜市いじめ防止基本方針を含めて組織や取組等の見直しを行う。